

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、取締役会による戦略指導や経営の監視、監査役会による取締役の監査を中枢に置いたコーポレート・ガバナンスの体制を敷き、次の点を重視した企業経営の実現を目指します。

- ・経営陣の責任の明確化
- ・業績やリスクの把握と迅速な対応
- ・正確で適切な情報を適時に開示することの実施
- ・経営環境・社会環境の変化への適切かつ迅速な対応
- ・反社会的勢力との一切の関係を断絶
- ・社内論理に囚われない、顧客、従業員、株主、社会等のステイクホルダーに対する責任を重視した企業経営の実現

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレート・ガバナンスコードの基本原則をいずれも遵守しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
ケアネット・イノベーション投資事業有限責任組合	2,118,500	20.40
サンバイオ株式会社	1,076,400	10.37
BNYN NON-TREATY DTT 常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行	708,700	6.82
株式会社アステム	684,900	6.60
株式会社バイタルネット	410,900	3.96
大野 元泰	333,600	3.21
株式会社ケーエスケー	273,900	2.64
BNYM TREATY DTT 15 常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行	262,500	2.53
藤井 寛治	168,200	1.62
川西 徹	144,000	1.39

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
-------------	---------

決算期	12月
-----	-----

業種	サービス業
----	-------

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
近藤 剛	弁護士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
近藤 剛	○	_____	長年に亘る弁護士としての経験の中で、ライフサイエンスやM & Aをはじめとする当社事業と関連の高い分野における専門的かつ幅広い知見を有しており、経営判断において高度な法律面からの助言を期待できるためであります。なお、同氏は、過去に社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。また、経営者との間で特別な利害関係を有しておらず、一般株主との間で利益相反の生じるおそれがないと判断できるため、独立役員として指定いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	あり
--------------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性	更新
-----------------------------	----

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議 長)
指名委員会に相当 する任意の委員会	—	—	—	—	—	—	—	—
報酬委員会に相当 する任意の委員会	人事委員会	3	0	3	0	0	0	社内取 締役

補足説明	更新
------	----

当社は、取締役会の諮問機関として、社内取締役3名で構成される人事委員会を設置しており、社内取締役及び社外取締役の報酬額を定時株主総会で承認された範囲内で決定するとともに、ストックオプション制度及び譲渡制限付株式報酬制度に関する妥当性についても審議をしております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は監査役会制度を採用しており、監査役会は監査役3名で構成され、うち2名は社外監査役であります。監査役は、監査役会規程および監査役監査基準に基づき、取締役会等重要な会議へ出席し、必要に応じて意見を述べるほか、業務および財産の状況の確認を通じ、取締役の職務遂行を監査しております。

また、監査役は、内部監査担当者および会計監査人と緊密な連携を保ち、定期的開催される会議における業務報告や内部統制部門からの報告を含め、情報交換を行い、相互の連携を深め、監査の有効性・効率性を高めております。

内部監査については、内部監査室(1名)が、内部監査規程に基づき、当社事業部門に対して業務監査を実施しております。監査の結果改善事項がある場合には、被監査部門に対して監査結果を伝えとともに、改善指示を出し改善状況を継続的に確認しております。

なお、内部監査室は、監査役および会計監査人との連携を保ち、内部統制部門からの報告も踏まえ、適宜情報交換を行うなど監査の実効性を高めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
ハイ英洙	他の会社の出身者										○			
鈴木幸男	他の会社の出身者													

- 会社との関係についての選択項目
- 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「 」
- 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
ハイ英洙	○	ハイ英洙は、ハイズ株式会社の代表取締役社長です。2018年より当社は、ハイズ株式会社としてのハイ英洙に対して、当社の新たな事業機会、業務課題等に関して当社がおこなう会議の進行業務、議案立案についての業務を委託することとなりました。	医師としての専門的な見識を有しており、医師向けのサービスを展開する当社における取締役会の意思決定が適切かどうか、外部的な視点からの助言を期待しているためであります。また、経営者との間で特別な利害関係を有しておらず、一般株主との間で利益相反の生じるおそれがないと判断できること、及び、左記の業務委託については、当人に客観的な立場からその執行を求めるものであり、委託する業務自体が、当社の経営の意思決定へ影響を及ぼすものではないと判断できましたため、独立役員として指定いたしました。
鈴木幸男	○	——	長年に亘る製薬企業の経験から、当社事業と関連の高い分野における専門的かつ幅広い知識を有しており、経営判断及び内部統制において高度な監査面からの助言を期待できるためであります。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新

3 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員をすべて独立役員に指定しております。
なお、社外監査役ハイ英洙が代表取締役を務めるハイズ株式会社は、当社との間に業務委託契約を締結しておりますが、社外監査役の独立性に関する当社の方針を妨げるものではありません。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

ストックオプション制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明 更新

取締役の報酬構成は、固定報酬である基本報酬、業績連動報酬である賞与、株式報酬であるストック・オプションとしての新株予約権による報酬及び譲渡制限付株式報酬で構成するものとし、各報酬限度額は、2019年3月27日開催の定時株主総会において、基本報酬及び賞与年額300百万円以内(使用人兼務取締役の使用人分給与は含めない)、2007年6月27日開催の定時株主総会において、ストック・オプションとしての新株予約権による報酬40百万円以内(社外取締役には支給しない)、2019年3月27日開催の定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬年額100百万円以内、年280,000株以内(社外取締役には支給しない)と決議されております。これは、当社の取締役に業績向上や企業価値の持続的な向上、株主重視の経営意識を高めるためのインセンティブを与えることを目的としています。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員、その他

該当項目に関する補足説明 更新

当社の取締役及び従業員に業績向上や企業価値の持続的な向上、株主重視の経営意識を高めるためのインセンティブを与えることを目的としております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

取締役報酬の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
--------------------------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、取締役会の諮問機関として社内取締役3名で構成される人事委員会を設置しており、社内取締役及び社外取締役の報酬額を定時株主総会で承認された範囲内で決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役に対しては、随時、経営管理本部が経営情報の提供を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

取締役会
 当社では取締役会を取締役7名で構成しており、うち1名は社外取締役であります。
 なお、当社の取締役は7名以内とする旨定款に定めております。
 取締役会は定時取締役会を月1回、その他必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会には取締役の他、監査役も出席し取締役会における業務執行の決定に対して監査を行っております。

監査役会
 当社は監査役会制度を採用しており、監査役会は監査役3名で構成され、うち2名は社外監査役であります。

内部監査
 内部監査については、内部監査室(1名)が設置されております。

人事委員会
 社内取締役3名で構成される人事委員会を設置しており、社内取締役及び社外取締役の報酬額を定時株主総会で承認された範囲内で決定するとともに、ストックオプション制度及び譲渡制限付株式報酬制度に関する妥当性について審議もしております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役会制度を採用し、監査役による取締役会等重要な会議への出席・意見の発言等を通じ、取締役の職務遂行を監査する体制をとっております。また、執行役員制度を導入し、会社法上の取締役とは別に執行役員を選任しております。なお、経営上の重要事項の意思決定は取締役会が行い、取締役の職務執行を監督しております。

以上のような体制を採用する理由は、監査役会による職務執行の監督および監査の実施により、取締役の適正な職務執行が確保できるとともに、取締役とは別に執行役員を選任することにより、取締役会において決定した業務執行を、迅速かつ効率的に実行することが可能と判断しているためであります。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主への情報の早期開示と議案検討への十分な期間の確保のため、例年、招集通知を開催日より3週間程度前に発送しております。
その他	株主総会での報告内容、議案の説明にパワーポイントを活用した可視化等の施策を行っております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年に2回、個人投資家向けの説明会を動画で配信し、ビジネスモデルや業績推移について説明しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ上にIR情報ページを設け、決算短信、有価証券報告書(四半期報告書)、適時開示書類、株主総会関連書類等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営管理本部長が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	社員が遵守すべき行動の指針として「ケアネット・コンプライアンス行動規範」を策定し、ステークホルダーの立場尊重について規定しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	開示の基準・方法、未公開の重要情報の取り扱い、将来予測に関する開示方針、第三者による業績予想および憶測への対応等について「情報開示方針」を策定しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、法令順守、財務報告の信頼性および業務の効率化を目的に内部統制システムの構築をしており、その基本的な考え方を示す体制の主な概要は、以下のとおりであります。

1 取締役の職務執行を管理する体制

別紙の模式図のとおり、取締役の職務執行に対し、監査役会による職務執行の監督および監査の実施を徹底しております。

2 リスク管理に関する体制

当社は、事業上予見可能なリスクを未然に防ぐため、リスク管理行動指針に基づき各部門からリスクを抽出し、取締役会にてリスクの評価、対処すべきリスクの選定、リスクへの対処方法を審議し取締役会に報告の上、対処を行っております。

また、個人情報の取扱いに関しては、当社事業上の重要なリスク要因として位置づけ、2005年3月に個人情報の保護を目的としてプライバシーマーク付与認定を受けました。付与認定後も、規格に沿った体制の整備、継続的改善を行い、個人情報の漏洩事故を未然に防ぐ運営を行っております。

3 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役の執行状況が効率的に実行されているかを確認するために内部監査により、業務執行の状況を確認しており、指摘事項に関しては速やかに対処していくことを徹底しております。

4 役職員の職務執行が定款および法令に適合していることを確保するための体制

定款および法令に沿った社内規程を制定し、規程に従った職務執行を徹底しております。当社は、「公益通報者保護規程」を整備し、ヘルプラインを設けることで内部告発者が適切に保護されるよう規定し、透明性の高い経営を実現しています。また、執行状況に関しては、内部監査を通じ確認・改善を図る体制を敷いております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

「反社会勢力との一切の関係を断絶」が基本的な考え方であり、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方にも明記しております。

反社会勢力の排除に向け、社員が遵守すべき行動の指針として「ケアネット・コンプライアンス行動規範」を策定し、社内規程・対応マニュアルとして「反社会的勢力対応規程」、「コンプライアンス・マニュアル」を整備、警察や外部の専門機関との連携方法を定め、運用しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

会社の支配に関する基本方針について

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様のご決定に委ねられるべきだと考えております。

ただし、株式の大規模買付提案のなかには、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうものや、当社の価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

